

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新宿区

- 給料とは区の条例で定めている給料表に基づき決定される基本給であり、給与とは給料及び各諸手当（地域手当、扶養手当、超過勤務手当等）の合計を言います。
- 「任期の定めのない常勤職員」の給料を定めた給料表は、同一の級・号給であれば、同一の額であり、**個々の職員の給与は男女の別によることなく決定されます。**
(例：22歳、大学卒、I類一般事務採用の場合・・給料 188,200円、地域手当 37,640円、扶養手当 9,000円(子1人)、住居手当 27,000円 ※男女で同一です。)
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」(再任用職員、任期付・臨時の任用職員、会計年度任用職員)の給料も、区の条例で定める給料表に基づき、職種に応じて決定されています。同一の職種、級・号給、勤務時間数であれば、給料は同一であり、**個々の職員の給与は男女の別によることなく決定されます。**
- 個々の職員の給与の差は、男女の別にかかわらず、次の要因により生じます。
- 「任期の定めのない常勤職員」
採用試験・選考の区分や職種により適用される給料表が異なることや、支給される手当の違い、年一度行われる人事評価結果、昇任する時期、給与の減額等の対象となる休暇・休業等の取得状況、時間外勤務の状況等が挙げられます。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」
職ごとに週又は月当たりの勤務時間数が異なること、支給される手当の違い、給与の減額等の対象となる休暇・休業等の取得状況、時間外勤務の状況等が挙げられます。特に会計年度任用職員の給与は週の勤務時間数が少ない職も多く勤務時間数に比例して給与が低くなる一方、再任用職員は約45%が常勤であり、かつ、在職時の経験や知識を活かした職務に従事するため、他の職に比べると適用される給与は高くなります。
- これらの要因により、同性であったとしても給与の額は異なってきますが、職種によっては女性職員の割合が極めて大きい場合や、子育てのための部分休業（取得時間に応じて給与が減額されます。）を取得する職員には女性が多いこと等から差が生じる場合があります。

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①任期の定めのない常勤職員	90.1%
②任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.2%
③全職員	85.7%

①任期の定めのない常勤職員

男性の給与に対する女性の給与の割合が下回る要因は以下のとおりです。

(i) 諸手当の支給内容による違い

管理職手当、扶養手当、住居手当が支給されている職員の割合が女性より男性の方が大きく、超過勤務手当等の諸手当の1人あたり平均支給額は、男性が女性よりも高い状況（超過勤務の実績（人数、時間数のいずれか又はその両方）が男性の方が多い状況）です。

(ii) 給与減額状況の違い

給与減額の対象となる部分休業の取得者は、令和4年4月1日現在で男性3名に比べ女性が126名取得している状況です。

(iii) 役職構成の違い

平均給与の額が比較的高い管理職である職員の割合が、男性では8%であるのに対し、女性では1%です。一方、主任及び1級職の職員が、男性68%に対し女性は81%という状況です。

②任期の定めのない常勤職員以外の職員

男性の給与に対する女性の給与の割合が下回る要因は以下のとおりです。

(i) 集計対象の職員区分構成の男女の違い

会計年度任用職員が全体の約6割を占め、うち女性の比率が約8割を占めています。会計年度任用職員とそれ以外の職員区分で比べると、会計年度任用職員の平均給与は勤務時間数が少ない職が多いことから、その他の「任期付・臨時の任用職員、再任用職員」よりも低くなります。

(ii) 再任用職員に占める役職構成の違い

再任用職員のうち給与水準の高い管理職の割合が、女性よりも男性が高くなっています。

③全職員

全職員で見た場合、女性は男性よりも、「②任期の定めのない常勤職員以外の職員」の占める割合が高く、会計年度任用職員の人数も多いため平均給与額が低くなります。

これに対し男性では、「①任期の定めのない常勤職員」で女性の平均給与を上回っており、全職員で見ると差が広がります。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

【役職段階別】

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①部長級	105.5%
②課長級	101.9%
③課長補佐級	101.3%
④係長級	102.3%

各役職段階において女性の平均給与支給額が男性の平均給与支給額を上回る要因は、以下のとおりです。

(i) いずれの役職においても、支給されている給与の号給が男性は幅広く分布しているのに對し、女性は概ね中央から上の号給に狭く分布しています。

(ii) 課長補佐・係長級について、給与水準の高い医療系（医師、保健師、看護師、栄養士等）の給料表が適用されている職員は、ほぼすべてが女性職員です。

【勤続年数別】

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.5%
31～35年	96.6%
26～30年	92.8%
21～25年	97%
16～20年	86.1%
11～15年	86%
6～10年	90.8%
1～5年	90%

各勤続年数において、男性の給与に対する女性の給与の割合が下回る要因は、以下のとおりです。

- (i) 勤続年数の各段階において、比較的給与水準の高い役職に分布している職員は男性の方が多くなっています。
- (ii) 諸手当の支給内容、給与減額による違いにより、男性の方が給与支給額が高くなるためです。(1①と同じ)

【職員の給与の男女の差異の情報公表に係る説明】

1 集計の対象

- (1) 新宿区に勤務する職員のうち、区長等の特別職を除く全職員が対象となり、公表対象となる職員を任期の定めのない常勤職員と任期の定めのない常勤職員以外の職員の区分により集計します。
- (2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員、任期付・臨時の任用職員、会計年度任用職員で構成されています。

2 集計方法

男女の給与の差異は以下の計算式により算出します。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の平均給与支給額}}{\text{男性職員の平均給与支給額}} \times 100$$

- (1) 「男性職員の平均給与支給額」「女性職員の平均給与支給額」は、それぞれ男女別に、集計期間における全職員の給与総額を対象職員数で除し算出しています。
- (2) 給与には、例月支給される給料のほか、下記手当が含まれます。
地域手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当、管理職手当、初任給調整手当（医師に対し支給される手当）、超過勤務手当、特殊勤務手当等（※旅費、非課税の通勤手当、退職手当等は対象外です。）
- (3) 任期の定めのない常勤職員以外の職員の集計では、職員を数える単位としてパートタイム職員の週勤務時間数を常勤の勤務時間数（38 時間 45 分）で割り返した値をもって職員数に換算しています（例：週の勤務時間数 31 時間の職員 = 31 時間 ÷ 38 時間 45 分 = 0.8 人）。

3 集計期間

公表年度の前年度（令和4年4月～令和5年3月）